

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書
～ 第1号通所事業 ～

(以下「契約者」という。)に対するサービスの提供にあたり、新宮町デイサービスセンターあすかの園(以下「事業者」という。)が契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 栗栖の荘
法人所在地	〒679-4342 兵庫県たつの市新宮町平野692の32
電話番号及びFAX番号	TEL 0791-75-0385 FAX 0791-75-0987
代表者氏名	理事長 小林 多聞
設立年月日	昭和42年 3月28日設立認可
メールアドレス番号	k u r i s u @ l i l y . o c n . n e . j p

2. 施設の概要

施設の名 称	新宮町デイサービスセンター あすかの園	
サービスの種類	第1号通所事業	平成29年 4月 1日指定
	たつの市	第2874100270号
施設の所在地	〒679-4342 兵庫県たつの市新宮町平野692の23	
電話番号及びFAX番号	TEL 0791-75-3648	FAX 0791-75-3986
施設長(管理者)氏名	施設長 小林 多聞	
建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建	
建物の延べ床面積	499.91㎡	
施設の周辺環境	JR播磨新宮駅の西方2Km、たつの市新宮町の中央に位置し、南に面した山懐があり、眺望がよく、春は花、夏は緑、秋は紅葉、小鳥がさえずり、虫が鳴き、四季折々の風情があり、広い敷地には四季を通じて色とりどりの花が咲き、実を結び、前庭の池には鯉が遊び、釣り糸を垂れ、朝夕の散策の目を楽しませてくれます。 のどかで、緑と新鮮な空気の中にあすかの園は建っています。	
利用定員	20名	
通常事業の実施地域	たつの市(御津町を除く)、太子町、佐用町(旧三日月町)、山崎町、上郡町	
当施設の運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて、その者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防の為、適切なサービスの提供に努めます。	
営業日	月曜日から金曜日までとし、土・日曜日を休園とする。 但し、年末年始については事業所のカレンダーによる。 事業の都合等により、営業日・営業時間に変更あり。	
営業時間	午前8時～午後5時まで(月～金・祝日)	
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時15分まで(月～金・祝日)	

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に必要に応じて作成する通所型サービス個別計画書に定めます。(契約書第3条参照)

4. 職員の配置状況〈主な職員の配置状況及び勤務体制〉 * () 書きは、兼務。

職 種	指定基準	勤 務 時 間
1. 事業所長(管理者)	(1) 名	
2. 生活相談員	1 名	常 勤 8:00~17:00
3. 介護職員	4 名	遅 出 9:00~18:00
4. 看護職員	1 名	非 常 勤 9:00~16:00
5. 機能訓練指導員	(1) 名	毎週木、金曜日 12:30~14:30

5. サービスの利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

(1割負担の場合) (令和 6年 6月 1日)

【通所介護相当サービス】		
要支援1、事業対象者	(月額) 17,980円	(自己負担額 1,798円)
要支援2、事業対象者	(月額) 36,210円	(自己負担額 3,621円)
【緩和した基準による通所型サービス】		
要支援1・2、事業対象者	(1回) 3,320円	(自己負担額 332円)

*その他の加算 介護職員等処遇改善加算(I) (当該サービス費 × 92/1000)

*一定以上の所得がある方は、自己負担割合が2割または3割になります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約書の負担額を変更いたします。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆エリア外(運営規程に定められた地域外)の送迎については、エリア外の実費をご負担いただくこととなります。

(2) 介護保険の給付とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5(1)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません。また加算分も含まれます。)が必要となります。

食 事	1食あたり 650円
レクリエーション、クラブ活動	材料代等の実費
お む つ 代	実費相当額
喫 茶 利 用 料	100円又は150円
理 容 美 容	1回あたり 実費

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料のお支払方法（契約書第10条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払下さい。

- ① 1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので翌月15日までに以下のいずれかの方法で、お支払い下さい。
- 但し、喫茶利用料につきましては、サービス利用開始時毎に、その都度お支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い
イ. 下記指定口座への振り込み
西兵庫信用金庫 新宮支店 普通預金 0232900 口座名義 新宮町デイサービスセンターあすかの園
ウ. 金融機関口座からに自動引き落とし
ご利用できる金融機関： 西兵庫信用金庫 新宮支店

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い利用料金の50%もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所および訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間、又は日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しく不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合 (契約書第22条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は有料となります。

- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、個人情報保護法及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドラインに基づき、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際にはご契約者の同意を得ます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護等に配慮するなど、契約書第14条、第15条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、個人情報保護法及び医療・介護関係

事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドラインに基づき、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際にはご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、当施設で定めたもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またそのわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応

事故等が発生した場合には、ご契約者やその家族（身元引受人等）および関係市町村担当課等の関係機関に対して速やかに状況を報告、説明、連絡を行なう等、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置をとるものとします。

10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

(1) 当施設において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービス実施にあたって必要な事項に関する徴収・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

1 1. 苦情の受付について（契約書第 2 5 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）横 田 治 代 [職名] 生活相談員
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
- 受付電話番号 0791-75-3648

（2）行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：15（月～金）
○たつの市健康福祉部 老年福祉課介護保険係	所在地 たつの市龍野町富永1005-1番地 電話番号 (0791) 64-3155（直通） FAX番号 (0791) 63-0863 受付時間 9：00～17：15（月～金）
○たつの市新宮総合支所 健康福祉課	所在地 たつの市新宮町宮内16番地 電話番号 (0791) 75-0255 FAX番号 (0791) 75-0264 受付時間 9：00～17：15（月～金）

1 2. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、ご契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

1 3. 業務継続計画の策定等

当施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、職員に周知徹底を図り、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1 4. 衛生管理等

- (1) 当施設は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置をとるものとします。
- (2) 感染症が発生し、又は蔓延しないように次のように努めます。
 - 感染症対策委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底をします。
 - 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
 - 職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

年 月 日

契約者へのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

・事業者

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

・契約者（利用者）

住所

氏名 印

私は、契約者が事業者からの重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名代行いたします。

・署名代行者

住所

氏名 印

(契約者との関係)

・立会人

住所

氏名 印

(契約者との続柄)

第1号通所事業サービスの実施にあたり、下記各事項の同意確認の必要がありますので、各事項の[同意する 同意しない]のいずれかを○で囲み、末尾にご署名・ご捺印をお願いします。

1 送迎について

送迎予定については下記の通りです。

①毎回 迎えは 時 分頃、帰りは 時 分頃です。

予定が大きく変更の場合は事前に連絡します。

②その他

季節により、暑かったり寒かったりと、身体に及ぼす影響は様々です。
自宅の中でお待ちください。

送迎について [同意する 同意しない]

2 個人情報について

1. 使用の目的

- (1) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合
- (2) 教育、研究発表上において必要な場合（この場合において本人の住所、氏名電話番号は公表しません）
- (3) 新宮町デイサービスセンターあすかの園は地域に開かれた施設づくりを目指しておりあすかの園の活動状況及び、地域の方々との交流状況を「社会福祉法人栗栖の荘のホームページ」や「広報誌」等を通して地域社会に向けて発信することを目的とする。
- (4) あすかの園での行事及び外出の機会等、日常の場面がわかる写真等をホームページ及び広報誌に掲載し、それ以外の目的で使用しない。

2. 使用する期間

年 月 日から 年 月 日まで

なお、契約更新の場合は、その契約期間まで延長されます。

3. 条 件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払うこと。

- ① 肖像権及び個人情報については、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、利用者のプライバシーの侵害や名誉を傷つけないよう細心の注意を払うこと。
- ② 法人はホームページ公開及び広報誌の発刊後に、不都合が生じた場合には、速やかにホームページの更新及び広報誌の発刊を停止する。

個人情報について [同意する 同意しない]

身体拘束等の排除の理念及び方針

- 私たちはご利用者の尊厳を守るために身体拘束ゼロ運動を実施しています -

《 理 念 》

- ・ ご利用者を中心としたケアを提供し、ご利用者の尊厳を守るケアを提供します。

《 方 針 》

- ・ 身体拘束は原則として実施しません。
- ・ ご本人の心身安全面、他のご利用者の心身安全面の確保などの際において、緊急を要し他の代替に方法がなく、ごく短時間の場合においてやむを得ず実施する場合においてはご家族の同意の上実施します。